



津山っ子はぐみQ&A

今月のポイント ーたばこは20歳になってからー

Q 青少年の喫煙を防止するためにはどうしたらいいですか？

A 喫煙は各種のがんや、心臓病、呼吸器疾患などの危険性を高めるほか、ニコチンによる依存症があることはよく知られています。こうした影響は、若年から喫煙すればするほど影響を受けやすく、いったんニコチン依存症に陥ってから禁煙しようと努力しても、それは容易なことではありません。ですから、まず吸わせないための教育が大切です。

青少年が喫煙を始めるきっかけになったり、喫煙に興味を持つのは、友人や家族など周りの人間のほかマスメディアの影響が大きいといわれています。家庭で喫煙をさせないように努めるとともに、喫煙の誘惑にうまく対処する方法をや、喫煙することで生じる害についての知識を教えてあげてください。ただ、一方的に教え込むのではなく、家族で喫煙について話し合ってみることも大事でしょう。そして何より「自分は喫煙をしないのだ」という決意を持てることが大切です。

学校でも喫煙に関する健康教育が行われていますが、家庭、地域においても喫煙しにくい環境づくりに努めていただくようお願いします。

青少年育成センター
 さいあいさ はろーごー
 市役所東庁舎3階 31-8650

家族のこと、友だちのこと、
 青少年の悩みごと、ご相談ください



生涯学習って？
 学校教育、家庭教育、そして公民館活動などその他の社会教育。様々な場面の様々な年代の学習の場。生涯学習とはこれらすべての学習を指します。

問い合わせ先 社会教育課 32-2118



マナビ通信

第19回 全国生涯学習フェスティバル
 まなびピア岡山
 2007

Vol.9 キラリ☆輝くマナビスト⑥

今月の「キラリ☆輝くマナビスト」は、「陶芸教室」に参加している岸佳織さん（加茂町宇野）です。友人の紹介で始めた陶芸も8年に。現在はまなび館（加茂町小中原）で月に2回活動しています。

市民の皆さんに一言。



作品はどのようになっていますか？
 昨年までは魚を、今年は鳥をテーマに作っています。難しいですが、自分の思い通りの作品が作れるとうれしいですね。焼き上がった作品を見ると感激します。私は一般の陶芸では作らないようなものを作りたいのですが、この先生は、どんな作品を作ることも許してくれるのでとてもありがたいです。今後は京都での個展も予定しています。

陶芸教室での楽しさは？
 この教室では、みんながわいわいがやがやおしゃべりしながら、気軽に楽しんでいます。ここにいと気持ち開放されていきますね。窯焼きの時には、料理を作っているように感じます。自分で作ったお皿に料理を盛り付けて、みんなで食べながらおしゃべりする、こんなことがとても楽しいです。

大勢の仲間と一緒に活動すれば刺激も受けます。色々な人と交流でき、楽しさを分かち合うことも、さらに支え合うこともできます。

陶芸に関して言えば、もっといいものを人に見てもらいたいという気持ちも生まれます。目標を持つともう少し頑張ることができ、もう一歩自分先に進むこともできます。皆さんも何か一歩を踏み出し始めてみてください。

エコロジ

問い合わせ先 環境事業所 22-8255

- 生ごみ減量のための補助金・助成金**
- 電気式処理機
 - 補助金額 購入金額の2分の1（上限2万円）
 - 条件①購入前に申請すること
 - ②市が指定する業者で購入すること
 - ③1世帯につき1台
 - 補助数 150台
 - コンポスト容器
 - 自己負担金 1個につき1840円
 - 条件 1世帯につき2個以内
 - ボカシ処理容器
 - 自己負担金 1セット（2個）につき1300円
 - 条件 1世帯につき2セット以内
- ※業者が配達。発酵促進剤が必要



環境奉行「エコロジ」

生ごみを減らそう！

調理くずや食べ残しなどの生ごみは水分が多く、焼却施設で燃えにくいので、焼却灰の量を増やすことにもつながっています。埋立地が残り少ない市では、その焼却灰を市外へ持ち出し、お金を払って処分しているのが現状です。

家庭でも①調理くずを減らす
 ②食べ残しをしない③水切りを十分行う④生ごみ処理機・容器を利用するなど、生ごみの減量化にご協力ください。



気になる食品添加物表示について

6月は「食の月間」です。買い物の時には食品表示を見て、賢く食品を選びましょう。今回は食品添加物の表示について説明します。

- 食品添加物とは
 食品衛生法で「食品の製造の過程で、または食品の加工や保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用するもの」と定義されています。
- 食品添加物の使用目的
 - ・食品の味を向上させるため
 - ・腐敗などによる食品の変質を防ぐため
 - ・食品を美化し、魅力を増やすため
 - ・食品の製造・加工に必要なため
- 食品添加物の表示義務
 食品添加物を食品に使用した場合には、原則として、すべて表示することになっています。



例：「甘味料（キシリトール）」「香料」

●食品添加物の「使用基準」と「成分規格」
 食品添加物の種類によっては、それをたくさん含む食品を大量に食べると、健康に悪い影響が出る恐れがあります。そこで、指定された添加物について、どの食品にどのくらい使ってもいいか「使用基準」が定められています。また、食品添加物そのものに有害な不純物が含まれると健康被害を引き起こすことが危惧されますので、それぞれ「成分規格」が定められています。食品製造業者は「成分規格」を満たした食品添加物を「使用基準」を守って使うことになっています。

問い合わせ先 環境生活課 32-2056
 食品表示について 中国四国農政局 22-5151
 食品衛生法について 津山保健所 23-0115